

# 困ったなあ

に答えます

父から資金援助を受けていた甥に相続を放棄してほしいです。

特別受益を証明できれば取り分をゼロにすることもできます。

佐々木知子の法律相談



佐々木知子  
弁護士  
帝京大学法学院教授

85歳の父が闘病の末に先々月亡くなり、遺産分けをしなければならなくなってしまいました。

相続人は83歳の母と私、それと兄の遺児一人、計4人です。相続分は母半分、私4分の1、甥各8分の1などは知っています。父が期待をかけていた兄は20年前、30代の若さで急死し、男児一人が残されました。義姉は叔と同じく事業主婦で、今後は自分がバリバリ働いて子供を育てていくというタイプではなく、再婚も難しいし、結局両親が相談して彼らの面倒を見る」となったようです。義姉のパートだけでは、一家が最低限食べていけるだけです。

私は娘一人だし、父にすれば兄の遺児に期待するよりも大きかったのだと思います。準義務教育とされる高校までは仕方ないと思ましたが、一人は当然のように大学に進み、父いわく、将来の返済が負担になるからと奨学金ももらわなかつたのです。兄は国立大学医学部に進んで医師になり、弟はいわゆる司法試験浪人中、つまり無職です。

父にとりては生きがいがある

たのでしきつたが、高齢でかすつと働き続け、無理がたたって体を壊したと思します。遺産は先祖伝来の自宅（2500万円位）の他は、預貯金がもう500万円位しかなく、母の生活も今後大変です。父亡き今、父が彼らに貰やしたお金に戻してほしいとおもは言いましたが、相続放棄くらいしてもらつてもバチは当たらぬじと想つのですが、どうがむかのでしきつたが。

難しい案件ですね。

3000万円の遺産を相続分通りに分けると、お母さまも1500万円、相談者750万円、甥各375万円ですが、いかんせん分けられる現金がない。そこで甥一人が放棄をしてくれたら、お母さまもいり相談者各1500万円ですが、お母さまは現金が必要なはずなので500万円を余額取つて、自宅を共有にする。持つるのはお母さま15分の2、いは相談者5分の3ですかね。

しかしそれは、甥御さんが相続を放棄してくれるか（死後3カ月以内）、遺産分割協議書中で自分の取り分をゼロにしてくれるか、とにかく納得してくれないじと始まりません。成人でも独身なので、お母さま（義姉）の意向があつた場合はどうでしょうか。

いは相談者がお分かりのように、本件は特別受益（生前贈与）の問題です。相続人の中に特別の贈与を受けた者がいる時は、公平のために、当該価額を遺産に持ち戻して相続額を計算するというのです（民法第103条）。

親が子の学資を出すのは普通のじみなので、私立大学医学部とか留学費用とか特別な場合しか該当しませんが、親ではなく相父なので、特別受益に該当する事案だと感じます。兄の国立大学医学部も、弟の私立大学・法科大学院も、インターネット上で調べれば学費や入学金などが分かります。例えは少なく見積もつて各500万円とすれば、1000万円を持ち戻して遺産は4000万円。その8分の1は各500万円なので、彼らはすでに自分の遺産をもらつていることになります。つまり取り分ゼロ。

もつともかくも出しておられただけですが、直接お父さまが

ら大学宛てに振り込んだ証拠などが残つておればわかるべく、一部しか出してもらつてしないと言われば証明は難しくして彼らの遺産額をゼロにするためならばモリきでの額は不要です。

さて、義姉はこの20年間、どう感じていただけでしょうかね。父親をしくじて遺産でめぐらすのが少なくない中、奨学金はもらつてしまひだし、最低でも国公立に行かせるとか、大学卒業後すぐに働きかせるとか、すぐまたたつては？ 自分の財産をどう使ねうと自由ですが、甘やかしさはつけの敵だと感じます。医師になつた方は感謝して、お母さまに今後小遣りをくれたりすると良いのですけれど。